

脱炭素化推進補助金制度のご案内

(事業者向け)

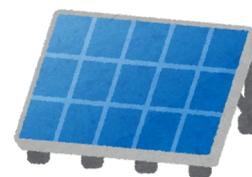
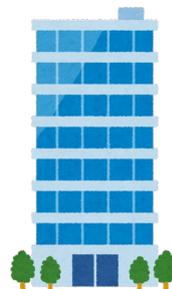
市の脱炭素先行地域(※1)において、脱炭素化に資する事業を行う事業者
に補助金を支給します。

補助対象事業と補助額

1 LED照明導入

2 電力可視化システム導入

3 大規模電力需要施設の脱炭素化



(PPA)

対象事業	対象者	規模要件	補助率	補助上限額
LED照明導入	自身の事業所にLED照明を設置するもの	—	補助対象経費の3分の2	5,000千円
電力可視化システム導入	自身の事業所に電力可視化システムを設置するもの	—		2,177千円
大規模電力需要施設の脱炭素化	自身の事業所に脱炭素に資する設備を設置又は改修しようとする者 他者が所有する事業所に太陽光発電設備を設置し、オンサイトPPA事業を行おうとする者	年間電力使用 →100,000kwh以上		250,000千円

※ その他複数の条件があります。

補助対象経費

工事費(原材料費含む)、設備費、業務費、事務費

補助対象者

- 法人(公共法人を除く。)であること
- 会津エネルギーアライアンス(※2)に加盟又は加盟申請していることなど

申請受付期間

令和6年6月14日(金)～令和7年1月6日(月)まで

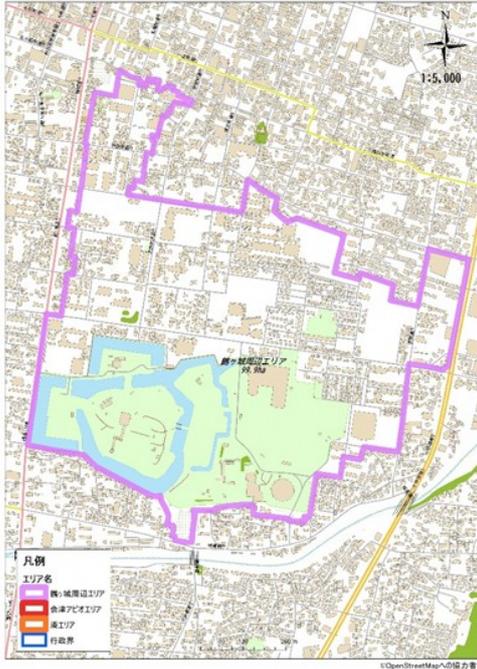
その他

・詳細は以下のホームページを確認願います。
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024050700015/>



脱炭素先行地域（※1）

以下の3エリアになります。詳しくは下記問合せ先に確認願います。



【鶴ヶ城周辺エリア】



【会津アピオエリア】



【湊エリア】

会津エネルギーアライアンス（※2）

発電事業者や電力利用者等で構成され、市内の脱炭素化を推進する任意団体です（市も加盟しています。）。
加盟は以下のホームページからお願いします。
<https://www.aict.or.jp/energy-alliance>



○問合せ先

会津若松市 環境生活課

住所：会津若松市東栄町3-46

電話：0242-39-1221

E-Mail：kankyo@@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp